

NO	施策	事業名	質問事項	対象部局	所管部局回答
1	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都市構造強化推進事業費	マスタープランの見直しによって、変更または中止になるなど影響を受ける他事業は何か。	市)都市計画部	<p>人口減少・超高齢社会の到来、生産年齢人口の減少といった社会経済情勢の変化、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化、低炭素都市づくり、安全・安心都市づくりといった都市づくりの新たなニーズなどの今日的な動向・課題や札幌市のまちづくりの最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の策定を受け、これらに対応するため、都市計画マスタープランの見直しを行うものである。</p> <p>今日的な動向・課題については、現都市計画マスタープランでもある程度考慮した内容となっていること、また、札幌市まちづくり戦略ビジョン戦略編第2章第2節における都市空間創造の基本目標として「持続可能な札幌型の集約連携都市への再構築を進める」を掲げており、現都市計画マスタープランと大きく方向性は変わらないことから、基本的にはこれまでの考え方（持続可能なコンパクトシティへの再構築）を踏襲するため、新たな考え方を基にした新規事業への影響は考えられるが、現時点で見直しによって影響を受ける事業はないと考える。（ただし、現在は見直し作業を進めている段階のため、今後の議論の展開による。）</p>
2	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都市景観事業費	都市景観の維持のための民間との協働に関して、現状と課題、今後の実践について説明してほしい。	市)都市計画部	<p>（普及啓発について）</p> <p>市民主体の景観資源選出事業「好きです。さっぽろ（個人的に。）」において、市民専門家による任意団体「好きですさっぽろ個人的に運営委員会」（6名程度）と共に普及啓発事業の企画、検討、運営を実施している。普及啓発事業の具体例としては、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信、遊びと学びを融合させた景観コンテンツとして景観まちめぐりロゲイン（まちあるき）や景観まちづくりカードゲーム☆景カードの開発・実施、市民に景観をより身近に感じてもらう取組として「さっぽろ景観総選挙」や「景観大喜利」等を実施している。</p> <p>本取組は市民協働による普及啓発事業として平成24年度から実施し、今年度で3年目であるが、課題として地域や市民・事業者をさらに巻き込み、意欲ある市民のアイデア・意見を反映した試行的取組をさらに展開することが必要だと考えている。そのため、今後は、潜在的な市民活力の掘り起こしや担い手の創造を進め、市民による主体的な取組が連鎖・発展していくことを目指す。</p> <p>（景観の届出について）</p> <p>民間の建築行為等に対しては、良好な景観形成のための主たる取組として、法令に基づく景観計画の中で届出対象行為と行為の制限を定め、これに基づき誘導・調整を行っている。この届出は年間120～150件程度あり、良好な景観形成に一定の効果があると考えられるため、今後も引き続き適切に制度を運用していく。</p>
3	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都市景観事業費	市内で空家・空きビルによる環境問題がどの程度存在し、どのような対策を講じているのか、または、今後の実践について説明してほしい。	市)都市計画部 都)建築指導部	<p>（都市景観について）</p> <p>札幌市では、主に都心地域や大規模建造物等に対する景観誘導を実施しているが、空家については、下記のとおり、問題点が多岐に渡り、市としての今後の対応を検討していく状況にあることから、現時点では景観施策として特段の対策は行っていない。</p> <p>（空き家問題全般について）</p> <p>昨年、各町内会を対象に札幌市が行ったアンケート調査では、全市で不適切管理空き家が357件あると回答があり、その問題点としては、倒壊等のおそれ、侵入（放火等）、害虫・雑草等の繁茂、ごみ・不法投棄、落雪などが挙げられているが、現在は、空き家問題を包括的に対応できる法令がないことから、主に所有者への改善指導や依頼を行っている状況である。</p> <p>そのため、国において「空家等対策の推進に関する特別措置法」の制定に向けた動きがあり、札幌市としても、同法の成立を見据え、札幌市空き家対策検討委員会（外部有識者会議）を開催し、①「札幌市不適正管理空き家（老朽危険空き家）認定基準」、②「札幌市の不適正管理空き家（老朽危険空き家）への対応」、③「自主的な解消に向けた対策（除却補助制度や民間事業者等との連携など）」の検討を進めていく予定。</p> <p>なお、現在、老朽化し危険な空きビルというものについては市民からの相談は寄せられておらず、検討の対象とはなっていない。</p>

NO	施策	事業名	質問事項	対象部局	所管部局回答
4	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都市景観事業費	この事業による成果をどのように評価しているか。	市)都市計画部	<p>都市景観事業については、客観的かつ定量的な評価基準は無いが、「景観法」「札幌市景観計画」「札幌市都市景観条例」「札幌市都市景観の推進に関する取扱要綱」等に基づき、建造物等の景観誘導や市民・事業者への景観普及啓発、地域特性に応じた景観まちづくり、景観重要建造物等の保全等の取組を継続的に積み重ねることで、良好な景観の形成に一定の効果を上げていると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観審議会の開催 →計4回開催(景観施策の再構築に向けた方向性等) ・都市景観アドバイザー制度 →全34回活用(市民への景観資源情報の発信など) ・景観まちづくり助成金 →2件活用(セミナー等の市民活動など) ・景観計画区域及び景観計画重点区域に係る届出協議 →届出件数計145件(重点区域13件、景観計画区域132件) ・景観重要建造物等助成 →計4件実施 ・市民主体の景観資源選出事業(「好きです。さっぽろ(個人的に。)」) →市民からの景観資源の募集:317件 →facebookによる情報発信:1100人以上が支持(「いいね!」) →路面電車沿線まち歩きや地下歩行空間でのトーク等のイベント:参加者計300人以上 →景観カードゲームの開発:関連イベントに計300人以上の小中学生児童が参加 ・景観まちづくり →景観計画重点区域の新規指定に向けた調査を実施
5	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	地域街並みづくり推進事業費	作成されたガイドラインは何に利用されるのか。そこで期待される成果は何か(あるいは、達成した成果は何か)。	市)都市計画部	<p>ガイドラインの内容は、今後、地域住民等と協議のうえ定められるもの(平成27年度を予定)であるが、ハード的ルールや街の美化・活性化に関するソフト的取組等を位置付けることが想定される。このガイドラインは、地域住民等と札幌市が共有するものであり、地域住民等や札幌市が個々の内容に応じて協働しながら取組を行っていく。これらガイドラインに基づく取組により、良好な街並みやにぎわいを感じる活動などが醸成され、ひいては、路面電車沿線等の魅力の向上が期待される。</p>
6	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都心エリアマネジメント推進費	札幌の都心が何を指しどのように変わっていくのか、未来のあるべき姿を市民にわかりやすく提示する「一枚の絵」はあるか。今後、この取組みをどのように市民に周知していくのか。	市)都市計画部	<p>都心の目指すべき将来像については、「さっぽろ都心まちづくり戦略」で「人を中心とした魅力あるまち」「新たな文化と活力を創造するまち」「みどり豊かな環境にやさしいまち」と示しており、同戦略策定時には地元町内会や事業者等に対する説明会(計13回)、市民を対象にしたフォーラム(330名参加)でその内容を説明し、策定後は、都心まちづくり推進室HPで公開していると同時に、当室での配布や出前講座(平成23年度から4件)等の中で市民の方々に示している。上記都心の目指すべき将来像を実現するため、都市再生緊急整備地域の指定など、国の都市再生施策の積極的な活用を図っており、将来像を具体化する都市再生の取組として「都市機能の集積・高度化」「都市空間・エネルギー等のネットワーク形成」「エリアマネジメントの展開」を掲げ、都心まちづくり推進室ホームページで公開している。</p> <p>平成27年度末までには、同戦略の上位計画である都心まちづくり計画を見直すこととしており、その策定過程においても、都心が目指すべき姿などをパブリックコメントや来夏予定のフォーラム等により、市民の皆様にお示ししていきたいと考えている。</p>

NO	施策	事業名	質問事項	対象部局	所管部局回答
7	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	大通交流拠点まちづくり推進費	これら事業の相互関連性はあるか。	市)都市計画部	<p>「都心まちづくり計画」において、4軸3交流拠点(※)の骨格構造を定め、都心のまちづくりを推進していくこととしている。</p> <p>また、都心まちづくり計画の後半10年間を補完する「さっぽろ都心まちづくり戦略」では、4軸3交流拠点に加え、東4丁目線を創成東地区のまちづくりを支える展開軸として新たに位置付けるとともに、各地区のまちづくりにあたってはエリアマネジメントの推進により地域価値の向上を図ることとしている。</p> <p>さらに、4軸3交流拠点と連動して面的な広がりとしてまちづくりを展開すべきと位置づけている都心商業エリアの中核をなす南一条地区のまちづくりを検討しているところであり、当該事業は相互に関連している。</p> <p>※ 4軸3交流拠点・・・4軸は、にぎわいの軸(駅前通)、はぐくみの軸(大通)、やすらぎの軸(創成川通)、うけつぎの軸(北三条通)を指し、3交流拠点は、札幌駅交流拠点、大通交流拠点、創世交流拠点を指し、これらの骨格構造(骨格軸、交流拠点)を中心とした都心のまちづくりを推進している。</p>
8	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	創世交流拠点まちづくり推進費			
9	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都心まちづくり戦略事業化推進費			
10	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	都心エリアマネジメント推進費			
11	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	南一条まちづくり事業化検討費			
12	3-4-2 魅力あふれる都市のまちづくり	各対象事業	ハード事業及びそのための計画づくり等が多い印象を受けるが、ソフト事業はどのようなものがあるか？ 協働、市民等が重要と思われる事業だが、いかにして担保されているのか。	市)都市計画部 市)総合交通計画部	<p>(都心) 本市では、目指すべき都心の実現に向け、適切な役割分担のもと官民協働でエリアマネジメント(地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組(国土交通省「エリアマネジメント推進マニュアル」))を推進している。</p> <p>都心各地区では、札幌大通まちづくり(株)、札幌駅前通まちづくり(株)、クリーン薄野活性化連絡協議会、狸二条広場運営協議会等が設立され、エリアマネジメントの担い手として道路空間・公共空間を活用したにぎわい創出事業等を展開している。</p> <p>本市は、大通地区、駅前通地区、すすきの地区、創成東地区において各まちづくり会社及び協議会が行う道路空間・公共空間を活用したにぎわい創出事業等に対する支援・調整(事業の企画・運営に係る指導・助言、関係行政機関との調整、事業の共同開催等)を行っており、官民協働でまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>(地下歩行空間の活用) 札幌駅前通地下歩行空間内に、札幌の目抜き通りにふさわしいにぎわい創出を目的とした、多目的に活用できる「広場」を設置し、指定管理者が管理を行っている。広場の貸出施設の利用率は当初の想定を超えており、平成25年度は、広場全体で約75%となっている。</p> <p>なお、現在の指定管理者は、広場の管理とは別に、大道芸などのパフォーマンス発表の場や市民活動の場の提供、アート展やミニコンサート、北海道の魅力発信といった企画を数多く行っており、地下歩行空間のにぎわい創出に貢献している。</p> <p>(真駒内) 真駒内地域に新たな交流を生み出すきっかけとすることを目的として、真駒内連合会や地域の児童会館、小中学校などと連携したまちづくりイベントを実施した。</p> <p>また、平成25年5月に作成した「真駒内駅前地区まちづくり指針」は、地域住民と札幌市が確認・共有する今後の取組の指針としており、その実現に向けては、各主体(地域住民、大学、札幌市、その他の活動主体)の連携強化と協働で取組を展開することとしている。</p> <p>(都市景観) 市民主体の景観資源選出事業「好きです。さっぽろ(個人的に。)」において、市民専門家による任意団体「好きですさっぽろ個人的に運営委員会」と共に普及啓発事業の企画、検討、運営を実施している。普及啓発事業の具体例としては、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信、遊びと学びを融合させた景観コンテンツとして景観まちめぐりロゲイン(まちあるき)や景観まちづくりカードゲーム☆景カードの開発・実施、市民に景観をより身近に感じてもらう取組として「さっぽろ景観総選挙」や「景観大喜利」等を実施している。</p>